

★必要な手続き、用語の説明等は、自動移換者のホームページにてご確認ください。

<https://www.jidoikan.jis-t.co.jp>

特定運営管理機関

検索

スマートフォンからもアクセス!



★電話でのお問い合わせの場合

自動移換者専用コールセンター

電話: 03-5958-3736 [受付時間] 平日9:00~17:30

確定拠出年金に関する重要なお知らせ(定期通知)

氏名:

《基礎年金番号》
(加入者資格喪失日)
※企業型確定拠出年金の資格を喪失した日

勤務先で加入されていた企業型確定拠出年金の個人別管理資産(以下、年金資産)及び記録は、退職等による資格喪失後に必要な手続きがとられなかったため、確定拠出年金法の規定に基づき国民年金基金連合会(以下、連合会)で一時的に仮預かりしています。以下をお読みいただき、必要な手続きをおとりください。

1 連合会が暫定的にお預かりしているあなたの年金資産額は、以下のとおりです。

①	年金資産の連合会受入日	
②	年 月 月末の年金資産額	
③	年度の管理手数料 (年 月 ~ 年 月、 ヶ月分)	
④	年3月末の年金資産額(②-③)	

●管理手数料が自動移換となった年金資産から控除されています(③の金額)。

●年金資産額がゼロ円の方につきましては、今後、何らかの手続きを行っていただく必要はなく、このお知らせでご通知は最後になります。今後、管理手数料などの費用が発生することはない、費用の請求をすることもございません。

将来、再び企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金(iDeCo(イデコ))※)に加入する場合、過去の記録を引き継ぐことで、確定拠出年金の老齢給付金(年金または一時金)の受給開始年齢が早くなる場合があります。ご加入の際には過去の記録が連合会にある旨をお申し出ください。(詳細は別紙1をご参照ください)

※iDeCo(イデコ)は個人型確定拠出年金の愛称です。

2 年金資産を仮預かりのまま放置するデメリットとは…

●仮預かりとなっている年金資産は運用されていないため、運用機会を逃すこととなり、管理手数料分、目減りしていきます。

●仮預かり期間は、確定拠出年金の加入期間(通算加入者等期間)に入らないため、確定拠出年金の老齢給付金(年金または一時金)の受給開始が遅れる場合があります(右記の【受給開始年齢と通算加入者等期間】をご覧ください)。

【受給開始年齢と通算加入者等期間】

「通算加入者等期間」は、企業型確定拠出年金および個人型確定拠出年金(iDeCo)における加入者期間および運用指図者期間の合計をいい、連合会で仮預かりしている期間は含まれません。

受給開始年齢	必要な通算加入者等期間
60歳	10年以上
61歳	8年以上
62歳	6年以上
63歳	4年以上
64歳	2年以上
65歳	1ヶ月以上

3 具体的な手続きについて(上記 1 ④の年金資産のある方)

STEP
1

「今後のお手続きについて」〈別紙1〉表を必ずお読みいただき、あなたが選択できる手続きをご確認のうえ、その中から希望するものをお決めいただけます。

STEP
2

〈別紙1〉裏「2.具体的なお手続きについて」をご確認のうえ、必要な手続きをおとりください。

・この通知は本年4月上旬のデータを基に作成しております。既に、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金(iDeCo)への移換手続きや脱退一時金のお手続きをされている方へは、お手続き完了のご通知とお届けが前後する場合がございますが、ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

4 連合会からの大事なお願い

氏名、住所及び連絡先等に変更があった場合、必ず、同封の「住所・氏名等変更届出書(「連合会移換者」専用)」を特定運営管理機関(日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社)に提出してください。